○区長会議設置規程

平成25年5月29日

達第37号

区長会議設置規程を次のように制定する。

区長会議設置規程

(設置)

第１条　区長、区シティ･マネージャー及び教育委員会事務局区担当教育次長(以下単に「区長」という。)の所管に属する施策及び事業に関し各区において共通して取り組む必要がある事項について、調査及び審議を行い、統一した方向性を決定するため、本市に区長会議を置く。

(所掌事務)

第２条　区長会議は、前条に定める目的を達成するため、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、意見を取りまとめる。

　(1)　市長又は副市長から検討を指示された事項

　(2)　局(大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第１条に掲げる組織、大阪市事務分掌条例(昭和38年大阪市条例第31号)第１条に掲げる組織、会計室、消防局、水道局、教育委員会事務局、行政委員会事務局及び危機管理監の内部組織をいう。以下同じ。)から検討を依頼された事項

　(3)　その他区長会議が各区において共通して取り組む必要があると認めた事項

２　前項に定めるもののほか、区長会議は、この規程の規定によりその権限に属するものとされた事項について、調査及び審議を行い、意見を取りまとめる。

(組織)

第３条　区長会議は、区長で組織する。

２　区長会議に会長及び副会長２名を置く。

３　会長は、市長が指名する。

４　会長は、市長又は副市長の命を受けて、区長会議の事務を総理し、区長会議の運営に関して区長を指揮監督するとともに、区長会議を代表する。

５　副会長は、会長が指名する。

６　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を代理する。

７　会長は、副会長を指名したとき又は会長の職務を代理する副会長の順序を定めたときは、速やかに、その旨を市民局長を経由して、市長に報告しなければならない。

 (部会)

第４条　別表に定めるところにより、区長会議に部会を置く。

２　部会に部会長を置き、区長のうちから市長が指名する。

３　部会に属する区長は、部会長が指名する。この場合において、部会長は、区長がその意に反して２以上の部会に属することのないようにしなければならない。

４　部会長は、市長又は副市長の命を受けて、当該部会の事務を掌理し、部会の運営に関して当該部会に属する区長を指揮監督するとともに、部会を代表する。

５　部会に副部会長を置き、当該部会に属する区長のうちから部会長が指名する。

６　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、複数の副部会長が置かれているときは、部会長の職務を代理する副部会長の順序は、あらかじめ部会長が定めた順序による。

７　部会長は、第３項若しくは第５項の規定により部会に属する区長若しくは副部会長を指名したとき又は前項後段の規定により部会長の職務を代理する副部会長の順序を定めたときは、速やかに、その旨を市民局長を経由して、市長に報告しなければならない。

（プロジェクトチーム）

第５条　市長は、第２条第１項に定める区長会議の所掌事務のうち、部会横断的に調査及び審議を行う必要がある事項その他特別な事項に関する事務を分掌させるため必要があると認めるときは、区長会議にプロジェクトチームを置く。

２　プロジェクトチームにプロジェクトリーダーを置き、区長のうちから市長が指名する。

３　プロジェクトチームに属する区長は、プロジェクトリーダーが指名する。

４　プロジェクトリーダーは、市長又は副市長の命を受けて、当該プロジェクトチームの事務を掌理し、プロジェクトチームが所掌する事務に関して当該プロジェクトチームに属する区長を指揮監督するとともに、プロジェクトチームを代表する。

５　プロジェクトチームにサブリーダーを置き、当該プロジェクトチームに属する区長のうちからプロジェクトリーダーが指名する。

６　サブリーダーは、プロジェクトリーダーを補佐し、プロジェクトリーダーに事故があるとき又はプロジェクトリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、複数のサブリーダーが置かれているときは、プロジェクトリーダーの職務を代理する順序は、あらかじめプロジェクトリーダーが定めた順序による。

７　プロジェクトリーダーは、第３項若しくは第５項の規定によりプロジェクトチームに属する区長若しくはサブリーダーを指名したとき又は前項後段の規定によりプロジェクトリーダーの職務を代理するサブリーダーの順序を定めたときは、速やかに、その旨を市民局長を経由して、市長に報告しなければならない。

８　第２項から前項までに定めるもののほか、プロジェクトチームの組織及び運営に関し必要な事項は、プロジェクトリーダーが定める。

　(区長会議の会議及び議事)

第６条　区長会議の会議は、会長が招集する。

２　区長会議は、会長(会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する副会長。次項において同じ。)を含む３分の２以上の区長が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

３　区長会議の議事は、出席した区長の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、第８条第３項及び第９条第４項前段の規定による議事は、区長会議の定めるところにより、決するものとする。

４　区長会議において必要があると認めるときは、局の長(教育委員会事務局にあっては教育長、危機管理監の内部組織にあっては危機管理監。以下「局長」という。)その他局に属する職員に区長会議への出席を求めることができる。

　(部会の会議及び議事)

第７条　部会の会議は、部会長が招集する。

２　部会は、部会長（部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長（複数の副部会長が置かれている場合にあっては、部会長の職務を代理する副部会長）。次項及び第４項において同じ。）を含む３分の２以上の当該部会に属する区長が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

３　部会の議事は、出席した当該部会に属する区長の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

４　区長は、自らが属しない部会の会議に出席し、又は副区長その他の所属員を出席させることができる。この場合において、当該会議に出席した区長又は所属員は、部会長の許可を得て、意見を述べることができる。

５　部会において必要があると認めるときは、局長その他局に属する職員に部会への出席を求めることができる。

　(部会の決議の取扱い)

第８条　部会においてその所掌事務（プロジェクトチームが所掌する事務を除く。）について決議があったときは、当該決議をもって区長会議の決議とする。

２　区長は、前項の部会の決議に不服があるときは、区長会議の定めるところにより、区長会議に対して、当該決議について審査を行うことを市長に申し出るよう求めることができる。

３　区長会議は、前項の規定による求めがあったときは、速やかにその内容を審議し、部会において決議の内容を変更すること、調査及び審議を行った事項を再検討すること等により当該区長の不服がなくなった場合を除き、市長に対する審査の申出をするかどうかを決議する。

４　市長は、前項の規定による決議に基づく審査の申出があったときは、当該申出に係る部会の決議について、関係する区長又は局長から説明を聴取した上で、当該部会の決議の是非を判断し、必要な措置を講ずるものとする。

　(区長による付議要求)

第９条　区長は、部会において調査及び審議を行い、意見を取りまとめる必要があると認める事項があるときは、区長会議の定めるところにより、当該事項を所掌する部会の部会長に対して、当該事項について部会において調査及び審議を行い、意見を取りまとめるよう求めることができる。

２　部会長は、前項の規定による求めがあったときは、遅滞なく、部会の会議を開き、当該部会において当該求めに応じるかどうかの決議を求め、当該決議の結果を当該求めをした区長に通知しなければならない。

３　前項の規定による通知を受けた区長は、同項の規定による決議に不服があるときは、区長会議の定めるところにより、区長会議に対して、当該決議について審査を行うことを申し出ることができる。

４　区長会議は、前項の規定による審査の申出があったときは、遅滞なく、その内容を審議し、部会において決議の内容を変更すること等により当該区長の不服がなくなった場合を除き、第２項の規定による決議の是非を決議しなければならない。この場合において、区長会議の決議が、部会において調査及び審議を行い、意見を取りまとめるべきものとするものであるときは、部会は、前項の規定による審査の申出に係る事項について、速やかに、調査及び審議を行い、意見を取りまとめなければならない。

５　第３項の規定による審査の申出を行った区長は、前項前段の規定による区長会議の決議に不服があるときは、区長会議の定めるところにより、市長に対して、当該決議について審査を行うことを申し出ることができる。

６　市長は、前項の規定による審査の申出があったときは、遅滞なく、その内容を審査し、第４項前段の規定による区長会議の決議の是非を決定するものとする。この場合において、市長の決定が、区長会議又は部会において調査及び審議を行い、意見を取りまとめるべきものとするものであるときは、区長会議又は部会は、当該申出にかかる事項について、速やかに、調査及び審議を行い、意見を取りまとめなければならない。

(部会の組織及び運営の細目)

第10条 第４条第２項から第７項まで及び前３条に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

　(副市長による市長の権限の代行)

第11条　市長は、必要があると認めるときは、第８条第４項の規定による判断及び措置並びに第９条第６項の規定による決定に係る市長の権限をその指名する副市長に行わせることがある。

　(区長の義務)

第12条　区長は、区長会議の決議事項及び各区において共通して取り組む必要がある事項として本市が決定し、又は市長が指示した事項について、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

　(市政全般に関する提言等)

第13条　区長会議は、その決議によって、市政全般に関して提言をすることができる。

２　会長は、前項の提言の取扱いに関して市長に意見を述べることができる。

３　前項に定めるもののほか、会長は、区長会議のあり方に関して市長に意見を述べることができる。

(庶務)

第14条　区長会議の庶務は、市民局において処理する。

(施行の細目)

第15条　この規程の施行に関し必要な事項は、区長会議において定める。

附　則

１　この規程は、令達の日から施行する。

２　この規程の施行の際現に区長会議規程(平成25年2月15日制定)の定めるところに従い次の表の左欄に掲げる区長会議の職にある区長は、この規程の定めるところによりそれぞれ同表の右欄に定める職に就くことについて、区長会議、部会又は検討会等の推薦を受けたものとみなす。

|  |  |
| --- | --- |
| 代表幹事 | 会長 |
| 副代表幹事 | 副会長 |
| 部会長 | 部会長 |
| 副部会長 | 副部会長 |
| 検討会等の長 | 検討会等の長 |
| 検討会等の長の補佐 | 検討会等の長の補佐 |

附　則(平成25年12月26日達第45号)

１　この改正規程は、平成26年1月1日から施行する。

２　この改正規程による改正後の区長会議設置規程(以下「改正後の規程」という。)第3条から第5条までの規定による指名又はプロジェクトチームの設置及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この改正規程の施行前においても、改正後の規程第3条から第5条までの規定の例により行うことができる。

附　則(平成26年3月28日達第2号)

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附　則(平成26年4月18日達第34号)

この改正規程は、令達の日から施行する。

附　則(平成26年9月30日達第63号)

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附　則(平成26年11月7日達第67号)

この改正規程は、平成26年11月10日から施行する。

附　則(平成27年3月27日達第28号)

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成27年6月26日達第35号)

この改正規程は、平成27年7月1日から施行する。

附　則(平成28年4月7日達第24号)

この改正規程は、令達の日から施行する。

附　則(平成30年3月30日達第18号)

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附　則(令和2年9月29日達第19号)

この改正規程は、令和2年10月1日から施行する。

附　則(令和3年10月28日達第18号)

この改正規程は、令和3年11月1日から施行する。

附　則(令和3年12月27日達第20号)

この改正規程は、令和4年1月1日から施行する。

附　則(令和4年3月31日達第22号)

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第４条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 部会の名称 | 部会に属する区長の定数 | 所掌事務 |
| 人事・財政部会 | ７人以内 | 第２条に定める区長会議の所掌事務のうち、副首都推進局、デジタル統括室、総務局、政策企画室、財政局、契約管財局、会計室及び行政委員会事務局が所管する事項に関する事務並びに他の部会の所掌に属しない事務 |
| くらし・安全・防災部会 | ７人以内 | 第２条に定める区長会議の所掌事務のうち、市政改革室、危機管理監、市民局、都市整備局及び消防局が所管する事項（市民局が所管する事項のうち、区政運営の支援（区役所の業務改革に関するものを除く。）を除く。）に関する事務 |
| まちづくり・にぎわい・環境部会 | ７人以内 | 第２条に定める区長会議の所掌事務のうち、都市交通局、経済戦略局、万博推進局、計画調整局、環境局、建設局、大阪港湾局及び水道局が所管する事項に関する事務 |
| 福祉・健康部会 | ７人以内 | 第２条に定める区長会議の所掌事務のうち、福祉局及び健康局が所管する事項に関する事務 |
| こども・教育部会 | ７人以内 | 第２条に定める区長会議の所掌事務のうち、こども青少年局及び教育委員会事務局が所管する事項に関する事務 |